

市民オンブズ岡崎

ホームページ

<http://onbuds-okazaki.org/>

NO.120

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL(0564)53-7857FAX53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2021. 6. 25

今年もご支援、ご協力をお願いします。

監査委員に適正な執行を 求める意見書提出する

3月20日に岡崎市監査委員に監査を適正に行うよう求める意見書を提出しました。令和2年2月10日付で住民監査請求の結果がでた（ニュース118号参照）が、事実確認を怠り、監査そのものをむなしのものにするものでした。

そこで、以下の意見を述べ、猛省を求めました。

岡崎市監査委員各位

市民オンブズ岡崎

適切な監査の遂行を求める意見書

先般、令和2年2月10日付で住民監査請求の結果をいただきましたが、この判断に事実確認を正確に行った痕跡が見られません。監査制度をないがしろにする大きな誤りがあると考えます。

ひとつは、報酬の返還を求めた該当の消防団員に全く聞き取り調査をしていない点です。監査委員事務局の説明によれば、消防本部及び消防団団長の聞き取りについては活動日誌等の提出をもとめず、（監査委員事務局荻野次長談）、聞き取りのみで事実認定したとうかがいしましたが、どうして正確な確認が出来るのでしょうか。

つぎに、消防団員の報酬については「岡崎市消防団条例」にかかれています。サービス内容の詳細はありません。消防団員の報酬を受けるべき勤務内容については、「岡崎市消防団規則」に書かれており、一般団員の業務として、庶務班、消防班、機関班という分担や、消防団として勤務日誌を備えることが定められています。

庶務班は会計や庶務一般（おかないことが出来る）の業務、消防班は火災出動、消防水利、救助や救護を行う業務、機関班は消防ポンプなどの整備、消防機材機器の保全を行う業務と定められています。

監査委員の皆様が、消防団員に活動実績があったと認定する場合にはいつどの業務に当該団員が活動されたか確定する必要がありますが、行われていません。さらに各消防団には勤務日誌を備えることが義務づけられているにもかかわらず、これを確認することすら怠っています。

さらに、監査委員が集まられた1月15日以前に行われた1月9日の関係人の聞き取り調査に監査委員のどなたも出席されず、事務局職員が行っていますが、監査委員に代わって聴取する権限を委任するという意思決定すらしていないし、どのような内容を聞き取る必要があるかも指示していません（先の荻野次長談）。これでよく監査したといえたものです。監査委員に反省を求めたいと思います。

今後はもう少し、真摯に職務を遂行してくださるよう要望します。

土地改良区が「放流同意金」を徴収していたという記事、岡崎市にもありはしないか、確認する。

建築関係者に聞いたところ、岡崎市でも農業排水路に家庭排水を流す場合、土地改良区に一時金を出しているところがあるということでした。その理由は、「農業排水路を整備する費用を土地改良区が負担しているの、その一部を負担してもらうのはいいのではないか。」ということです。あくまで一時金として集めているもので、毎年徴収するのは聞いたことがないと言っていました。

ところが、ある地区では、毎年徴収しているという話があり、岡崎市に確認することにしました。

岡崎市では、家を建てる条件として建築確認書類として、土地改良区の同意書を取っているか聞くことはあるが必要書類ではないとのことでした。また、負担金を毎年徴収しているどうかは、民間と民間の話になるので、岡崎市がどうにかするという事はできないので、それぞれの土地改良区に聞いてほしいということでした。

本宿地区のアウトレット進出計画に伴う 土地区画整理事業が動き出す

岡崎本宿駅周辺土地区画整理事業 設計図案

S=1:2,500



本宿駅西南側に地域拠点として利便性を図るために、アウトレットとセットで土地区画整理事業が計画されているようです。一般的に土地区画整理事業は集住市街地の交通を円滑にするために、通行しやすいような街区に区割りを変えるために行われてきました。本宿駅西南地域にそのような必然性がなく、なぜ区画整理事業を行うのか疑問です。そしてさらに、岡崎市では今まで行われたことがない業務代行業者が施行するという情報が入ってきました。

岡崎市市街地整備課の組合支援係に話を聞いてきました。

まず、土地区画整理事業については、すでに策定された都市計画マスタープランに示された東部地域のまちづくり構想に示されているとのことでした。

調べてみると、まちづくりの主要課題1として「広域的なネットワークの変化への対応」として「本宿駅周辺の交通利便性を生かした拠点づくり」があげられ、目標1として「広域交通網へのアクセス利便性に優れた本宿駅周辺に、広域観光交流施設の立地による多様な交流と賑わいの創造」が掲げられていました。

これが土地区画事業を進めている根拠になります。順序として、まず発起人会を立ち上げ、皆さんに了承が得られれば土地区画整理組合を発足させます。そして、組合が契約をして業務代行業者に仮換地の設計や地主への了承の取り付け、保留地処分を一括に委任することになるそうです。

岡崎市が進めたのか聞いたところ、地元の希望だそうです。メリットとしては、組合施行ですと、施行費用を金融機関からの借り入れでスタートしなければならないが、その必要がないこと。保留地処分を任せられることなどを挙げていました。

アウトレットを計画する三井アウトレットに都合の良い業者が良いように勧めてしまわないか心配だと言ったところ、代行業者を紹介さえしてもらえなかったと言っていました。そこで、業務代行を進めるにあたって、現在4つの企業グループに協力者としてかかわってもらっているとのことでした。

なぜ、土地区画整理事業をしなければいけないのか、またなぜ事業を企業に業務代行させるのか、本当に地元のためになるのか考えてみたい。

会費とカンパのお願い

「市民オンブズ岡崎」は会員の会費と市民カンパのみで運営しています。このニュースは会員だけでなく、いままで会が主催した催しに参加された方、会の活動に協力頂いた方にも郵送させていただいています。先回、郵便振替用紙が入れましたが、強制するものではありません。財政的基盤がもろい団体です。少しでも協力いただける方は会費やカンパをお願いします。

銀行振込の場合は「ゆうちょ銀行 ○八九店 当座 0091440」で振り込めるようになりました。こちらでも結構です。

今後の例会の案内

7月6日（火）PM 7時00分～

8月3日（火）PM 7時00分～

9月7日（火）PM 7時00分～

りぶら（岡崎中央図書館）102A 会議室